

「でんさい消込革命」利用規定

(2020年4月改定)

1. (サービスの内容)

- (1) 本サービスは、「でんさい」の決済口座として、入金消込サービス「消込革命」の振込専用口座(以下「消込革命口座」という)を登録することにより、消込革命口座にて受け取った「でんさい」が、支払期日に決済された資金を「入金指定口座」に自動的に送金、集約するものです。
- (2) 「でんさい消込革命」(以下「本サービス」という)の申込みに際しては、当社所定の「でんさい消込革命利用申込書兼手数料口座振替引落依頼書」により「入金指定口座」等を届け出るものとします。
- (3) 本サービスをご利用するには、事前に、入金消込サービス「消込革命」のお申込が必要となります。なお、「入金指定口座」については、入金消込サービス「消込革命」と本サービスは同一となります。
- (4) 本サービスをご利用するには、別途、「入金指定口座」を決済口座とする「でんさい」のお申込及び「消込革命口座」を決済口座とする「でんさい」のお申込が必要となります。

2. (制約事項等)

- (1) 本サービスをご利用により、入金消込サービス「消込革命」の変更・解約に制約が生じる場合があります。
- (2) 「消込革命口座」にて、「でんさい」の譲渡(分割)記録請求、変更記録請求、支払等記録請求及び保証記録請求の受取は可能となります。しかし、「消込革命口座」を出金口座(債務者決済口座)とする発生記録請求、および消込口座を保証人決済口座(電子記録保証人を特定するための決済口座)として設定する譲渡記録に随伴しない保証記録請求はできません。
- (3) 「消込革命口座」で受取った「でんさい」の割引申込および担保差入申込は取扱いできません。ただし、「消込革命口座」でない、別の「でんさい」の決済口座へ、一旦譲渡記録請求した上で、該当口座から割引申込および担保差入申込を行うことは可能です。

3. (免責事項)

- (1) 本サービスの「入金指定口座」への入金について、「でんさい」の債務者、「でんさい」の債務者の窓口金融機関、その他の第三者からの異議により生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 当社の責めによらない通信機器・回線およびコンピュータ等の障害、その他の事情により取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。

4. (手数料)

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当社所定の手数料を支払うものとします。
- (2) 手数料は当社所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで、本申込書4の「手数料引落口座」から自動的に引落します。

5. (届出事項の変更・解約)

- (1) 商号、住所その他の届出事項に変更がある場合には、当社所定の書面によりお取引店に直にお届け下さい。
- (2) 貴社について次の各号の事由が一つでも生じたときは、何ら通知催告等をしなくても当然に本契約は終了するものとします。
 - ① 当社に支払うべき本サービスの手数料を2ヵ月以上連続して支払わなかったとき
 - ② 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当社において貴社の所在が不明になったとき
 - ⑤ 「入金指定口座」が解約されたとき
 - ⑥ 振込専用口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められる場合
 - ⑦ 本サービスに伴う申込書等の提出書類や本利用規定に基づく届出事項について虚偽の事実があることが判明したとき
 - ⑧ 入金消込サービス「消込革命」または「でんさい」の契約が強制解約された場合
- (3) 貴社にて次の各号の事由が一つでも生じたときは、当社はいつでも通知によって本契約を解約することができるものとします。
 - ① 1年以上にわたり本サービスの利用が無い場合
 - ② 貴社が当社との取引規定(本利用規定を含む)に違反した場合等当社がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合
- (4) 貴社が商号、代表者、住所その他の届出事項の変更を怠ったり、当社からの通知を受領しない等貴社の責めにきずべき事由により、当社が行なった上記(3)による解約の通知が延着しましたまたは到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとします。

6. (契約期間)

本サービスの当初契約期間は取扱開始日から起算して1年間とし、貴社または当社から特に申し出がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。なお、取扱開始日は『でんさい消込革命手続完了のお知らせ』によりお知らせします。

7. (合意管轄・その他)

- (1) 本サービスに関する訴訟については、当社本店またはその取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
- (2) 「消込革命口座」および「入金指定口座」について、本契約に定めのない事項は各預金取引規定の定めるところによるものとします。
- (3) 入金消込サービス「消込革命」および「でんさい」について、本契約に定めのない事項は、それぞれ『入金消込サービス「消込革命」利用規定』および「電子記録債権 利用規定等」の定めるところによるものとします。

8. (規定の変更等)

- (1) 当社は、本規定の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本規定の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することができるものとします。この場合、当社は当社ホームページ上の「でんさい消込革命利用規定」を改定し掲示します。
- (2) 当社は、前項の掲示で指定した日(以下「変更日」といいます)以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に貴社が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議なく承諾されたものとみなしますので、貴社は本サービスを利用するには、ホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。
- (3) 貴社は、第1項の利用規定の変更不同意な場合、この契約を解約することができます。この場合の手続は、第5条の規定を準用するものとします。

以上